

大阪市第 18 回 30 年公募公債  
発 行 要 項

1. 発行者の名称 大阪市
2. 発行総額 金 100 億円
3. 発行の目的 都市施設整備事業費等に充当するため。
4. 各公債の金額 1,000 万円
5. 振替法の適用 本公債は社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)の適用を受けるものとし、同法第 113 条で準用する同法第 67 条第 1 項の規定に基づき本公債の証券は発行しない。
6. 利 率 年 1.585 パーセント
7. 発行価額 額面 100 円につき金 100 円
8. 償還金額 額面 100 円につき金 100 円
9. 償還の方法及び期限
  - (1) 本公債の元金は、令和 35 年 6 月 20 日にその全額を償還する。
  - (2) 本公債の元金の全部または一部を期限前に償還することはできない。
  - (3) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - (4) 買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。
10. 利息支払の方法及び期限
  - (1) 本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、令和 5 年 12 月 20 日を第 1 回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に各その日までの前半か年分を支払う。ただし、発行日の翌日から令和 5 年 12 月 20 日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でこれを計算する。
  - (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。
  - (3) 償還期日後は利息をつけない。
11. 申 込 期 日 令和 5 年 8 月 10 日
12. 募 入 方 法  
応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
13. 払 込 期 日 令和 5 年 8 月 22 日
14. 募集の受託会社  
株式会社三菱UFJ銀行(代表)、株式会社三井住友銀行
15. 引受並びに募集取扱会社  
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(代表)、野村証券株式会社(代表)、BNPパリバ証券株式会社(代表)
16. 振替機関  
株式会社証券保管振替機構

17. 発行代理人及び支払代理人

第 16 項の振替機関が定める業務規程に基づく発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社三菱UFJ銀行においてこれを取り扱う。

18. 元利金支払に関する手数料

大阪市が本公債の債権者に対する元利金支払を行った者に対して支払う手数料は以下の通りとする。

元金支払の場合 支払元金金額の 10,000 分の 0.075

利金支払の場合 支払利金の対象となる元金金額の 10,000 分の 0.075

なお、上記手数料に賦課される消費税及び地方消費税は大阪市の負担とする。

19. 取得格付

(1) 取得格付（信用格付業者）

A 1 （ムーディーズ・ジャパン株式会社）

A+ （S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社）

(2) 取得年月日 令和 5 年 8 月 10 日

以 上